

## 千葉県条例第62号

### 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法<b>第14条第6項</b>に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第14条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、<b>第10条から第12条まで</b>、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号、第45条(第1項後段を除く。)並びに第49条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</p>	<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法<b>第14条第7項</b>に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p><b><u>(虐待等の禁止)</u></b></p> <p><b><u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></b></p> <p>(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第14条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、<b>第10条、第12条</b>、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号、第45条(第1項後段を除く。)並びに第49条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</p>

げる字句に読み替えるものとする。

読み替える千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]
<b>第11条</b>	<b>入所中の児童</b>	<b>園児</b>
	<b>法</b>	<b>児童福祉法</b>
	<b>当該児童</b>	<b>当該園児</b>
[略]		

2 [略]

げる字句に読み替えるものとする。

読み替える千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]
[略]		

2 [略]

(千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<b>第33条の10各号</b></p> <p>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<b>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</b>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方

裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>[新設]</p> <p>(園児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 園長は、前項の規定にかかわらず、<b>園児の入園前の健康診断</b></p> <p style="text-align: right;">が行われた場合であって、当該<b>健康診断が園児に対する入園時の</b>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<b>入園時の</b>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、<b>園児の入園前の健康診断</b>の結果を把握しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><b>第9条の2 職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</b></p> <p>(園児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 園長は、前項の規定にかかわらず、<b>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</b>が行われた場合であって、当該<b>健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</b>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<b>同欄に掲げる</b>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、<b>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</b>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>園児の入園前の健康診断</b></td> <td style="padding: 5px;"><b>園児に対する入園時の健康診断</b></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><b>園児に対する健康診査</b></td> <td style="padding: 5px;"><b>園児に対する入園時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</b></td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	<b>園児の入園前の健康診断</b>	<b>園児に対する入園時の健康診断</b>	<b>園児に対する健康診査</b>	<b>園児に対する入園時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</b>
<b>園児の入園前の健康診断</b>	<b>園児に対する入園時の健康診断</b>				
<b>園児に対する健康診査</b>	<b>園児に対する入園時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</b>				

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第20条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第10条、**第11条**、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号、第45条並びに第49条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]
<b>第11条</b>	<b>入所中の児童</b>	<b>園児</b>
	<b>当該児童</b>	<b>当該園児</b>
[略]		

2 [略]

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第20条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第10条、  
、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号、第45条並びに第49条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]
[略]		

2 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。